

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び同審査会の共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和5年3月31日限り、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会から白石市外2町組合が脱退し、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

(別紙)

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を変更する規約

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「・白石市外2町組合」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。